

訴 状

令和●年●月●日

●●地方裁判所民事部御中

原告訴訟代理人弁護士 ●

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

投稿記事削除等請求事件

訴訟物の価額 金●¹万円

ちょう用印紙額 ●円

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、●万円および、これに対する令和●年●月●日から支払い済みまで、年3分の割合による金員を支払え。
 - 2 被告は、別紙投稿記事目録記載の投稿記事を削除せよ。
 - 3 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決並びに仮執行宣言を求める。

第2 請求の原因

1 本件投稿

(1) 氏名不詳者による投稿

インターネットのサイト「X」（以下「本件サイト」という）では、氏名不詳者により別紙投稿記事目録記載の投稿記事（以下「本件投稿」という）が公開された（甲●：画面）。

¹ 削除請求の訴額 160 万円に、慰謝料額を加算する。

(2) 仮処分決定による削除

そこで、原告は被告に対し、投稿記事削除仮処分命令を申し立て、その削除決定により、令和●年●月●日ころ、被告は本件投稿を削除した（甲●：削除された画面）。

(3) 原告による送信防止措置依頼

原告は、削除仮処分の担保取消にあたり、本件投稿を復活させないよう、被告に対し、送信防止措置依頼書を送付した（甲●）。

(4) 被告による投稿の復活

その後、被告は、本件投稿を復活した（甲●：画面）。

2 不法行為に基づく損害賠償請求権

(1) 被告の行為

上記のとおり、被告は、令和●年●月●日、本件投稿をインターネットで公開した（甲●：画面）。

(2) 人格権侵害

本件投稿は、別紙権利侵害の明白性記載のとおり、原告の人格権を違法に侵害する。

(3) 無形損害

最判昭 39・1・28（民集 18 卷 1 号 136 頁）の調査官解説（最高裁判所判例解説民事編昭和 39 年度 88 頁）では、「判例が精神的損害の額は、その証明がなくても裁判所が諸般の事情を参酌して定めるべきであり（大判明 34・12・20 刑録 7 輯 11 卷 105 頁）、また裁判官の自由心証、自由裁量によって定めればよいから数額認定の根拠を示さなくてもよいとされる（大判明 36・5・11 刑録 9 輯 745 頁、同明 43・4・5 民録 16 輯 273 頁、同大 3・6・10 刑録 20 輯 1157 頁）」と説明されている。

とはいえ、参酌される「諸般の事情」については主張が必要であり、項を改め主張する。

(4) 本件における損害額算定の諸事情

ア インターネットで公開されており、誰でも容易に閲覧できること

イ 本件サイトのアクセス数は多く、多数の者に閲覧された可能性があること

ウ 被告は、本件投稿が裁判所により違法認定されている事実を知らず、いったん削除したあと公開しており悪質であること

エ ● (被害者の社会的属性)

オ ● (等)

(5) 損害及び損害額

本件投稿により原告は●各種の無形損害を被った(●精神的苦痛を受けた)。

上記諸事情を参酌して原告の●無形損害(●精神的苦痛)を金銭評価すると、

最低でも●万円を下らない。

(6) 弁護士費用

原告は弁護士に依頼し本件訴訟に及んだ。そのため、上記金額の1割にあたる●万円の損害を被った。

(7) 小括

無形損害、弁護士費用を合計すると、損害額は●万円となる。

そのため原告は被告に対し、同額につき、不法行為に基づく損害賠償請求権を有する。

3 削除請求権

(1) 人格権侵害差止請求権

人格的価値を侵害された者は、人格権に基づき、加害者に対し、現に行われている侵害行為を排除し、又は将来生ずべき侵害を予防するため、侵害行為の差止めを求めることができる(最二小判令和4年6月24日民集76巻5号1170頁)。

(2) 本件投稿

上記のとおり、本件投稿は原告の人格権を侵害しており、原告は被告に対し、人格権侵害差止請求権として、本件投稿の削除請求権を有する。

(3) 違法性阻却事由

インターネットにおける投稿の削除請求では、「その相手方が投稿者であるときは、投稿者において、違法性阻却事由が存在することを立証すべき」とされる²。本件では、被告が投稿者である。

4 結論

よって、原告は被告に対し、民法709条、710条の不法行為に基づく損害賠償請求として、金●万円および、これに対する不法行為の日である令和●年●月●日から支払い済みまで、民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払を求めるとともに、人格権侵害差止請求権に基づき、別紙投稿記事目録記載の投稿の削除を求める。

以上

証 拠 方 法

証拠説明書に記載

附 属 書 類

- | | |
|---------|-------|
| 1 訴状副本 | 1 通 |
| 2 甲号証写し | 各 2 通 |
| 3 証拠説明書 | 2 通 |
| 4 訴訟委任状 | ●通 |
| 5 資格証明書 | ●通 |

² インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する有識者検討会 (<https://www.shojihomu.or.jp/public/library/728/report202205.pdf>) P13

(別紙) 当事者目録

〒●

原告 ●

〒●

●法律事務所 (送達場所)

電話 ● F A X ●

原告訴訟代理人弁護士 ●

アメリカ合衆国 8 9 7 0 1、ネバダ州、カーソン・シティ、サウス・カーソン・
ストリート 7 0 1、S T E 2 0 0

被告

X Corp.

上記代表者 (日本における代表者)

多田 光毅

(送達先)

〒 1 0 0 - 6 0 0 4 東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 5 号 霞が関ビル 4 階
隼あすか法律事務所

(別紙) 投稿記事目録

番号	1
閲覧用 URL	https://x.com/●/status/●
名前	●
スクリーンネーム	@●
投稿内容	●
投稿日時	●年●月●日●時●分

(別紙) 権利侵害の説明